

XXI. ドイツ連邦共和国

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度の概要	<p>○銀行等の業態分類と機関数・根拠法（2024年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業銀行：大銀行3、地方銀行・その他商業銀行133、外国銀行支店102（銀行法） ・公的部門銀行：州立銀行等6、貯蓄銀行355（州法等） ・信用協同組合672（協同組合法等） ・不動産抵当銀行7（抵当銀行法） ・住宅建築貯蓄銀行15（建築組合法及び州法） ・特殊銀行20（各機関根拠法） <p>○監督官庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州連合（EU）の単一監督メカニズムの下、規模の大きい銀行は、欧州中央銀行（ECB）が直接監督。 ・規模の小さい銀行は、連邦金融監督庁（BaFin）による監督を通じ、ECBが間接監督。なお、日常的な検査業務（金融機関からの年次報告書や監査報告書の検査、定期的検査等）は、ドイツ連邦銀行が担当。 <p>○預金保証制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業銀行はドイツ銀行協会の、公的部門銀行はドイツ公的銀行協会の法定保証制度に、各々、強制加盟。各銀行協会は任意保証制度も持ち、法定保証制度を補完する。貯蓄銀行と信用協同組合については、機関保護制度（IPS）という個別の保証スキームを持つ。 	<p>○銀行の大部分が、幅広い金融サービスを提供する「ユニバーサルバンク」。ユニバーサルバンクは、商業銀行、公的部門銀行、信用協同組合の3つに分類され、公的部門銀行や信用協同組合の存在感が大きいのが特徴。</p> <p>○ドイツ連邦銀行の統計では、大銀行（商業銀行）として、ドイツ銀行、コメルツ銀行、ウニクレディト（ヒポ・フェラインス）銀行の3行が分類されている。</p> <p>○ドイツの銀行では、27行がECBの直接監督の対象（2025年9月時点）。</p> <p>○2015年の預金保証法により、法定預金保証の限度額は1金融機関1預金者につき10万ユーロ。任意保証制度は、10万ユーロを超える部分に保証を提供。</p>
2. 郵便貯金の概要	<p>○設立経緯・沿革概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々、ドイツでは郵政3事業（郵便、郵貯、電気通信）は連邦固有行政だったが、1980年代以降の郵政改革を経て、郵貯を担う事業体が「ポストバンク」として民間株式会社化されると共に、銀行法による免許を受けた金融機関となった。 	<p>○ドイツ銀行は合併後も2ブランドをそのまま継続（Two brands - one bank 戦略）。</p> <p>○ドイツポストには金融ユニバーサルサービスの提供義務は課されていない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストバンクは、1999年に郵便を担う事業体である「ドイツポスト」の子会社になったが、2004年にドイツポストはポストバンク株を部分売却、2010年以降はドイツ銀行の子会社となっている。 ・ドイツ銀行は、2015年にポストバンクを売却する方針を示したが、2017年に同方針を撤回した。 ・2018年5月には、ドイツ銀行のプライベートバンキング部門子会社（DBPFK）とポストバンクが統合。 ・2020年5月ドイツ銀行とDBPFKが統合。 ・2023年7月、ドイツ銀行はポストバンクとのITプラットフォームの統合を完了。 <p>○主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金（振替口座・貯蓄口座）、貸付（住宅ローン、消費者ローン、法人ローン等）、クレジット/デビットカードのほか、保険、投資信託などの販売を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ポストバンクは、約550の国内支店網のうち250店舗を閉鎖する予定である。 ○ポストバンクの支店では郵便業務も取り扱っており、ドイツポストから手数料収入を得ている。 ○ドイツ銀行はポストバンク支店網を段階的に縮小し、地域アドバイザーセンターに統合しながら、モバイル中心の運営に転換していくことが見込まれる。 ○2021年6月21日以降にポストバンクブランドで開設される新規口座では、振替口座と投資用口座について高額預金保管料を課す閾額が5万ユーロ超に引き下げられ、2021年9月1日からは既存顧客に対しても高額預金保管料を導入（現在は0.00%）。
<p>3. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○デジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツでは、インターネットを通じて金融取引が行われる「オンライン・バンキング」と、金融機関がFinTech企業等と連携してサービスを提供する「オープン・バンキング」という、2つの意味でデジタル化が進む。 <p>○決済手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツで最もポピュラーな決済手段は現金であるが、非現金化が進んでいる。現金に代わって、デビットカードとモバイル決済が増えている。 <p>○デジタル通貨導入に向けた動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年11月1日から開始した「準備フェーズ」を完了させ、2025年10月にECBは次フェーズへの移行を決定した。EU議会は2026年2月10日にデジタルユー 	<ul style="list-style-type: none"> ○オープン・バンキング普及の背景にあるのは、EUの2つの規制（「第2次決済サービス指令」PSD2と「一般データ保護規則」GDPR）である。 ○2017年時点の現金決済比率（金額ベース）は47.6%であったが、2023年には26%に低下した。モバイル決済は5%である。

口関連修正案を可決し、年内に EU 議会・理事会が採択すれば、2027 年に試験運用が開始され、2029 年にデジタルユーロ発行が可能となる。

○生成 AI の活用

- ・ 2025 年には「Hightech-Agenda Deutschland」が発表され、2026 年に大規模な「KI-Robotikbooster」が始動する。具体的には、多目的ロボットのリーディングプロジェクト「Embodied AI (具現化 AI)」のショーケース開発や科学・産業向けの研究インフラ拡充、自動車・化学・医療・農業など主要分野での共通プロジェクト開始、Generative AI / AI agents の中小企業向け適応ガイドの開発など。

○金融包摂

- ・ ドイツにおける金融包摂の水準は高く、18 歳以上の殆ど全てが振替口座を保有している。
- ・ 現実には、口座を有さない人も存在し、政策対応が進められてきた。2016 年には「決済口座法」が施行され、これまでなら口座保有が困難だった人の口座開設が銀行に義務付けられている。

○金融教育

- ・ OECD は 2024 年秋にドイツの国家金融教育戦略の提案を公表。これを受けドイツ連邦財務省 (BMF) と連邦教育研究省 (BMBF) が共同で金融教育イニシアチブを進め、国家戦略の策定を主要目標の一つとしている。
- ・ ドイツでは州ごとに実践型の金融教育を重視し、金融機関と学校が連携して授業を行う点が特徴であったが、現在は金融教育モデルが移行し、2025 年より School Meets Finance と呼ばれる金融機関の専門家が学校へ派遣される制度が新たな公式金融教育プログラムとしてスタート。
- ・ 「労使協調型」の職業教育モデルが確立されており、金融職業教育について職業学校と職域で構成されるデュアルシステムが主流。

○2018 年 11 月に「AI 国家戦略

(Strategie Künstliche Intelligenz der Bundesregierung)」を発表。DX の進行に対応する国際競争力強化に向けた AI 振興策と AI の普及に伴う経済・社会的リスクへの対処について、政策を取りまとめた。

○決済口座法が想定するのは、例えば、難民申請者のようにドイツ定住が認められていない人である。

○イニシアチブは ①国家金融教育戦略、②中央プラットフォームの構築、③研究強化を目指すもので、すでにその一環として金融教育ポータル “Mit Geld und Verstand” が開設されている。

○企業年金は DB を中心としながらも DC の要素も拡大し老後資金の自己責任化が進んでいることを受け、企業は従業員向け金融教育セミナーを導入しているところが多い。

	<p>○高齢化対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ OECD のレポート によると、今後 40 年間でドイツの労働年齢人口が 23%減少すると予測されており、将来的な年金財政悪化が見込まれる。政府は 2023 年に早期年金受給者の収入上限を廃止した後、2026 年に社会保険料対象の従業員が法定年金受給年齢（67 歳）に達しても働き続ける従業員に対し、月額 2,000 ユーロの非課税手当を導入する計画。	<p>○ドイツの高齢化率は 22.53%で欧州の中でも比率が高い。</p> <p>○年金財政を維持するために、労働寿命を延長するいくつかの方策が検討中。</p>
--	--	--